

監査結果公告第1号

平成31年4月23日付で提出された住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、要件審理を実施したので同条第4項の規定に基づき、その結果を公表します。

住民監査請求に基づく要件審理の結果について

令和元年6月11日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 中 川 利 雄

請求者

***** 様

東かがわ市監査委員 楠田 敬

同 三好 良治

同 中川 利雄

固定資産税課税に関する住民監査請求について（通知）

平成31年4月23日に提出された住民監査請求（同日監査委員事務局受付第1号）について、要件審理を実施した結果、下記の理由により却下することが相当であると決定しましたので通知します。

記

第1 請求の内容

平成31年4月23日付をもって受け付けた請求によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨（原文掲載）

固定資産税課税につき、旧大内町時代から土地評価額が明らかに不当な評価額を設定していることが判明したので、これを修正して適法、適正な課税を求めるものである。

具体的な不当と思われる土地評価について以下記載する。

平成31年4月1日、4日、5日に大内窓口で縦覧した結果、旧大内町時代に基盤整備事業を施工した大谷**番*ほかの評価額は121円/m²で隣接する同じく基盤整備を施工した姿谷地区の大谷**番*ほかの評価額143円/m²に比べても明らかに低く評価額が算定されており適法、適正な算定がされているとはいえない。

また、旧大内町内で施工された基盤整備事業の落合地区、西村地区、三殿地区、水主地区の評価額についても縦覧した評価額はいずれも平均143円/m²となっていたことを申し添えるものである。

今回、縦覧した結果と平成31年4月1日付け30税第396号の行政文書非公開決定通知書で評価に必要とされる評点計算書を保有していないという信じられない結果であった。

また、平成31年4月16日付け31税第26号の行政文書非公開決定通知書で評

価額計算書も保有していないとのことであり、固定資産評価額は全く根拠がないといわざるを得ないものである。

本件の経過、処理について、東かがわ市ホームページに掲載し、広く周知されることを併せて要求する。

第2 受理できない理由

請求人は、職員が行う固定資産の評価事務に対し、旧大内町時代に基盤整備事業を施工した大谷**番**ほかの評価額は121円/㎡で隣接する同じく基盤整備を施工した姿谷地区の大谷**番**ほかの評価額143円/㎡に比べても明らかに低く評価額が算定されており適法、適正な算定がされているとはいえないとしているが、固定資産評価基準における一般農地の評価の手順は、農地の生産力に影響を及ぼす要因のうち、地勢、土性、水利等の状況を総合的に考慮し、概ねその状況が類似していると認められる状況類似地区ごとに区分し、その状況類似地区ごとに、日照、かんがい、排水、面積、形状等の状況からみて比較的多数所在する田又は畑のうちから、標準田又は標準畑を選定し標準地の価格を算定したうえで、その価格から比準して同じ状況類似地区の価格が算出されている。請求人が比較している土地は、それぞれ別の状況類似地区間の比較であるため、ただ単に価格に差異があることのみをもって、直ちに違法性・不当性があるとは認め難い。

さらに、行政文書非公開決定通知で評点計算書及び評価額計算書を保有していないことを提示し、固定資産評価額は全く根拠がないと摘示しているが、地方税法の規定では、土地の固定資産の評価は、地方税法第404条および第409条に基づく固定資産評価員が、同法第388条の規定に基づく固定資産評価基準等により行い、同法第410条および第411条の規定により市長が価格等を決定し、固定資産課税台帳に必要事項を登録すれば十分であり、評価額計算書等の保有は必要とされていない。(同法第349, 381条)

また、請求人の請求は評価額を修正して適法、適正な課税を求めるものであるが、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

評価額の設定については、同法第423条の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査する東かがわ市固定資産評価審査委員会も設置されていることから、一般行政上の行為といえる。よって、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に該当する内容とは認められない。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査委員の合議により、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。